

ライフサポートプラン

団体定期保険

専用webサイトにて
ご自身でお手続きください。

加入内容を変更されない場合も全員、
専用webサイトにて申込意思の確認入
力を行ってください。
専用web サイトからお手続きができな
い方は、別配の「申込書」のご提出にあ
たって」を参照のうえお手続きください。

特 長

- 1 団体保険としての割引が適用された掛金です。
- 2 1年更新の保険ですので、ライフイベントの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます。
(ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。)

- 3 剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
過去3年間の配当実績

2021年度*1	2022年度*2	2023年度*3
約30.40%	約42.91%	約36.35%

※上記は年間払込掛金に対する配当金の割合を示しています。
また、過年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

保険金支払実績

過去3年間の保険金お支払い状況

2021年度*1	2022年度*2	2023年度*3
16件	9件	7件
1億1,200万円	6,100万円	7,702万円

*1 保険期間:2021年1月1日～2021年12月31日

*2 保険期間:2022年1月1日～2022年12月31日

*3 保険期間:2023年1月1日～2023年12月31日

- 4 保険金受取方法は、一時金と年金払を自由な組合せで選択が可能です。
保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金払として受取ることを選択いただくことができます。
※こどもを被保険者とする保険金は対象外です。
※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金払として受取ることを選択いただくことができません。

保険金受取方法

全額一時金

保険金請求時に全額一括で受取りいただけます。

全額年金払

ご遺族が指定された受取期間に応じて、保険金全額を分割して受取りいただけます。

一時金+年金払

保険金の一部を一時金としてお支払いし、残りを分割して受取りいただけます。

◆保険金受取方法例

	一時金 一時金受取り	年金払 年金払受取り	総受取金額
全額一時金	2,000万円		2,000万円
全額年金払		年金払月額換算 約17.1万円 年金払原資2,000万円 (10年確定・定額型)	約2,060万円
一時金+年金払	1,000万円	年金払月額換算 約16.7万円 年金払原資1,000万円 (5年確定・定額型)	約2,007万円

※上記の年金額は、2024年4月12日現在において、この保険契約の引受保険会社各社が更新後の保険期間に適用する予定の基礎率(予定利率等)に基づき計算しております。
実際に受取ることができる年金額は、年金基金設定時の引受保険会社各社の基礎率(予定利率等)および引受割合をもとに計算されるため、金融情勢等によっては、上記の年金額が増減することがあります。

「一時金」と「年金払」の必要性

保険金の「一時金」と「年金払」では用途が異なります。

一時金 万一の場合の緊急資金…ローン返済資金・お子さまの入学費など

年金払 月々の生活資金を補完…月々の生活費・お子さまの月々の教育費など

制度内容等の詳細につきましては、13ページ～14ページの「取扱内容」をご確認ください。

- 5 ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。ただし、年齢による制限の範囲内となります。
- 6 健康状態等の告知によるお申込み
医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 7 退職後の保障もカバー
退職後の継続加入ができます。(ただし、退職後の保障には一部条件があります。)
※詳細は、12ページをご覧ください。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

・死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄**
- ☐ 保障内容はニーズに合致していますか。
 - ☐ ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご確認ください。

金融庁の
公的保険ポータルはこちら



保障開始日(効力発生日)と申込締切日
保障開始日(効力発生日):2025年1月1日
申込締切日:2024年10月22日(火)

別冊の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。

また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。

なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。専用Webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

重要

- 更新日現在で、9ページ～10ページに記載の保険金ランク以外にご加入の方は、〔本人5,000万円～300万円、配偶者3,000万円～200万円〕の保険金ランクへご変更ください。(100万円単位でお選びください。)
 - 死亡保険金受取人を「ハイグウシャ」と指定されている方は、死亡保険金受取人を個人名へ変更いただく必要がありますので、「死亡保険金受取人指定書」を東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部へご請求のうえ、ご提出ください。
 - 死亡保険金受取人の氏名をカタカナ(個人名)で指定され、かつ、「続柄」に「9」と指定されている方は、正しい続柄コードへ修正いただく必要がありますので、「死亡保険金受取人指定書」を東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部へご請求のうえ、ご提出ください。
- なお、「孫」を指定される場合は、「死亡保険金受取人指定書」の所定の欄に「孫」とご記入ください。

保障額と掛金

ご注意 更新日現在で、以下の保険金ランク以外にご加入の方は、100万円単位の★保険金額200万円につきましては、配偶者のみ選択が可能です。

男性

(掛金の単位：円)

対 象	死亡 保険金額 (高度障がい 保険金額)	月払掛金 (概算)						
		保険年齢						
		15歳～35歳 (1989.7.2 生 ～2010.7.1 生)	36歳～40歳 (1984.7.2 生 ～1989.7.1 生)	41歳～45歳 (1979.7.2 生 ～1984.7.1 生)	46歳～50歳 (1974.7.2 生 ～1979.7.1 生)	51歳～55歳 (1969.7.2 生 ～1974.7.1 生)	56歳～60歳 (1964.7.2 生 ～1969.7.1 生)	61歳～65歳 (1959.7.2 生 ～1964.7.1 生)
本 人	5,000万円	3,672	4,590	6,102	8,586	12,366		
	4,900万円	3,598	4,498	5,979	8,414	12,118		
	4,800万円	3,525	4,406	5,857	8,242	11,871		
	4,700万円	3,451	4,314	5,735	8,070	11,624		
	4,600万円	3,378	4,222	5,613	7,899	11,376		
	4,500万円	3,304	4,131	5,491	7,727	11,129		
	4,400万円	3,231	4,039	5,369	7,555	10,882		
	4,300万円	3,157	3,947	5,247	7,383	10,634		
	4,200万円	3,084	3,855	5,125	7,212	10,387		
	4,100万円	3,011	3,763	5,003	7,040	10,140		
	4,000万円	2,937	3,672	4,881	6,868	9,892		
	3,900万円	2,864	3,580	4,759	6,697	9,645		
	3,800万円	2,790	3,488	4,637	6,525	9,398		
	3,700万円	2,717	3,396	4,515	6,353	9,150		
	3,600万円	2,643	3,304	4,393	6,181	8,903		
	3,500万円	2,570	3,213	4,271	6,010	8,656		
	3,400万円	2,496	3,121	4,149	5,838	8,408		
	3,300万円	2,423	3,029	4,027	5,666	8,161		
	3,200万円	2,350	2,937	3,905	5,495	7,914		
	3,100万円	2,276	2,845	3,783	5,323	7,666		
本 人 配 偶 者	3,000万円	2,203	2,754	3,661	5,151	7,419	10,594	
	2,900万円	2,129	2,662	3,539	4,979	7,172	10,241	
	2,800万円	2,056	2,570	3,417	4,808	6,924	9,888	
	2,700万円	1,982	2,478	3,295	4,636	6,677	9,535	
	2,600万円	1,909	2,386	3,173	4,464	6,430	9,182	
	2,500万円	1,836	2,295	3,051	4,293	6,183	8,829	
	2,400万円	1,762	2,203	2,928	4,121	5,935	8,475	
	2,300万円	1,689	2,111	2,806	3,949	5,688	8,122	
	2,200万円	1,615	2,019	2,684	3,777	5,441	7,769	
	2,100万円	1,542	1,927	2,562	3,606	5,193	7,416	
	2,000万円	1,468	1,836	2,440	3,434	4,946	7,063	
	1,900万円	1,395	1,744	2,318	3,262	4,699	6,710	
	1,800万円	1,321	1,652	2,196	3,090	4,451	6,356	
	1,700万円	1,248	1,560	2,074	2,919	4,204	6,003	
	1,600万円	1,175	1,468	1,952	2,747	3,957	5,650	
	1,500万円	1,101	1,377	1,830	2,575	3,709	5,297	
	1,400万円	1,028	1,285	1,708	2,404	3,462	4,944	
	1,300万円	954	1,193	1,586	2,232	3,215	4,591	
	1,200万円	881	1,101	1,464	2,060	2,967	4,237	
	1,100万円	807	1,009	1,342	1,888	2,720	3,884	
	1,000万円	734	918	1,220	1,717	2,473	3,531	5,378
	900万円	660	826	1,098	1,545	2,225	3,178	4,840
	800万円	587	734	976	1,373	1,978	2,825	4,302
	700万円	514	642	854	1,202	1,731	2,472	3,764
	600万円	440	550	732	1,030	1,483	2,118	3,227
	500万円	367	459	610	858	1,236	1,765	2,689
	400万円	293	367	488	686	989	1,412	2,151
	300万円	220	275	366	515	741	1,059	1,613
	★200万円	146	183	244	343	494	706	1,075

●保険年齢66歳～70歳の方の保障額および掛金につきましては、13ページ【■加入限度額】をご覧ください。

保険金ランク (本人5,000万円～300万円、配偶者3,000万円～200万円) へご変更ください。

女性

(掛金の単位：円)

対 象	死亡 保険金額 (高度障がい 保険金額)	月払掛金 (概算)						
		保険年齢						
		15歳～35歳 (1989.7.2 生 ～2010.7.1 生)	36歳～40歳 (1984.7.2 生 ～1989.7.1 生)	41歳～45歳 (1979.7.2 生 ～1984.7.1 生)	46歳～50歳 (1974.7.2 生 ～1979.7.1 生)	51歳～55歳 (1969.7.2 生 ～1974.7.1 生)	56歳～60歳 (1964.7.2 生 ～1969.7.1 生)	61歳～65歳 (1959.7.2 生 ～1964.7.1 生)
本 人	5,000万円	2,484	3,942	4,752	6,534	8,748		
	4,900万円	2,434	3,863	4,656	6,403	8,573		
	4,800万円	2,384	3,784	4,561	6,272	8,398		
	4,700万円	2,334	3,705	4,466	6,141	8,223		
	4,600万円	2,285	3,626	4,371	6,011	8,048		
	4,500万円	2,235	3,547	4,276	5,880	7,873		
	4,400万円	2,185	3,468	4,181	5,749	7,698		
	4,300万円	2,136	3,390	4,086	5,619	7,523		
	4,200万円	2,086	3,311	3,991	5,488	7,348		
	4,100万円	2,036	3,232	3,896	5,357	7,173		
	4,000万円	1,987	3,153	3,801	5,227	6,998		
	3,900万円	1,937	3,074	3,706	5,096	6,823		
	3,800万円	1,887	2,995	3,611	4,965	6,648		
	3,700万円	1,838	2,917	3,516	4,835	6,473		
	3,600万円	1,788	2,838	3,421	4,704	6,298		
	3,500万円	1,738	2,759	3,326	4,573	6,123		
	3,400万円	1,689	2,680	3,231	4,443	5,948		
	3,300万円	1,639	2,601	3,136	4,312	5,773		
	3,200万円	1,589	2,522	3,041	4,181	5,598		
	3,100万円	1,540	2,444	2,946	4,051	5,423		
本 人 配 偶 者	3,000万円	1,490	2,365	2,851	3,920	5,248	6,577	
	2,900万円	1,440	2,286	2,756	3,789	5,073	6,357	
	2,800万円	1,391	2,207	2,661	3,659	4,898	6,138	
	2,700万円	1,341	2,128	2,566	3,528	4,723	5,919	
	2,600万円	1,291	2,049	2,471	3,397	4,548	5,700	
	2,500万円	1,242	1,971	2,376	3,267	4,374	5,481	
	2,400万円	1,192	1,892	2,280	3,136	4,199	5,261	
	2,300万円	1,142	1,813	2,185	3,005	4,024	5,042	
	2,200万円	1,092	1,734	2,090	2,874	3,849	4,823	
	2,100万円	1,043	1,655	1,995	2,744	3,674	4,604	
	2,000万円	993	1,576	1,900	2,613	3,499	4,384	
	1,900万円	943	1,497	1,805	2,482	3,324	4,165	
	1,800万円	894	1,419	1,710	2,352	3,149	3,946	
	1,700万円	844	1,340	1,615	2,221	2,974	3,727	
	1,600万円	794	1,261	1,520	2,090	2,799	3,507	
	1,500万円	745	1,182	1,425	1,960	2,624	3,288	
	1,400万円	695	1,103	1,330	1,829	2,449	3,069	
	1,300万円	645	1,024	1,235	1,698	2,274	2,850	
	1,200万円	596	946	1,140	1,568	2,099	2,630	
	1,100万円	546	867	1,045	1,437	1,924	2,411	
	1,000万円	496	788	950	1,306	1,749	2,192	2,894
	900万円	447	709	855	1,176	1,574	1,973	2,604
	800万円	397	630	760	1,045	1,399	1,753	2,315
	700万円	347	551	665	914	1,224	1,534	2,026
	600万円	298	473	570	784	1,049	1,315	1,736
	500万円	248	394	475	653	874	1,096	1,447
	400万円	198	315	380	522	699	876	1,157
	300万円	149	236	285	392	524	657	868
	★200万円	99	157	190	261	349	438	578

●保険年齢66歳～70歳の方の保障額および掛金につきましては、13ページ【加入限度額】をご覧ください。

こども

(掛金の単位:円)

対象	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	月払掛金(確定)
		保険年齢
こども		3歳～22歳 (2002.7.2生 ～2022.7.1生)
	400万円	302
	300万円	226
	200万円	151
	100万円	75

●本人の保険年齢66歳～70歳の方のこどもの保障額は13ページ【加入限度額】をご覧ください。

●掛金は毎月の給与から控除します。(第1回目は2025年1月給与から)

●《本人・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は2025年1月1日)から適用します。

なお、掛金は、加入者数(被保険者数)が所定の人数に達した場合に適用される特別優良割引・健康経営割引が適用されています。万一、加入者数(被保険者数)が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、掛金が高くなります。

また、掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。

《こども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。

●記載の掛金は、確定掛金を含め、2024年7月5日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

●9ページ～11ページ・13ページの掛金には、右記の金額が「制度運営費」として含まれております。：保険料の8%(円未満切捨て)

●当ライフサポートプランにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

(例:19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

あなたの必要保障額を簡単にシミュレーション

自分に万一のことがあった場合、残されたご家族が経済的に困らないようにするためには、
いったいいくら準備しておけばいいのでしょうか？
そんな疑問に「みらいコンサルタント」がお応えします。
簡単な情報を入力するだけで、必要保障額やあなたにおすすめのプランを
ご覧いただけます。ぜひお試しください。

go!

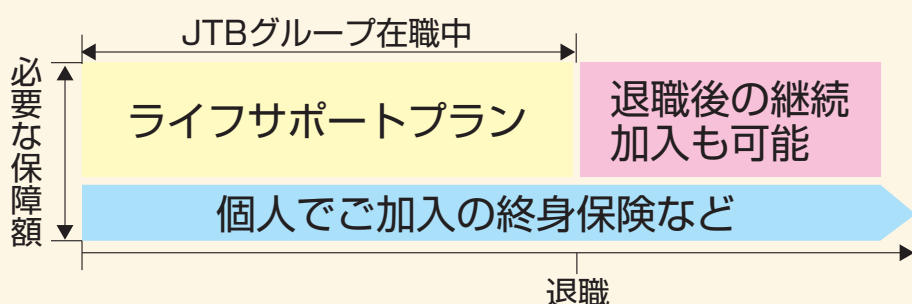
https://www.nissay.co.jp/othersite/mirai_consultant/

「みらいコンサルタント」へLet's go!

退職後継続加入の取扱いについて

退職後も継続加入できます！

- 本人は、年齢満40歳以上の場合、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額(※)で、退職後も年齢70歳6カ月まで継続加入することができます。
- 配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額(※)で、年齢70歳6カ月まで継続加入することができます。
- こどもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額(※)で、年齢22歳6カ月まで継続加入することができます。



(※)年齢によって加入できる保険金額に制限があります。13ページの【■加入限度額】をご覧ください。

退職後継続の場合、本人(年齢60歳6カ月以下の方も)・配偶者の加入保険金額の上限は1,000万円です。

また、退職時に加入していた保障額が100万円単位ではない場合、それ以下の100万円単位の保障額に減額していただく必要があります。

*本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。

*掛金は、1年ごとに所定の口座から振替えます。(今回は1月6日(予定))

*年齢は保障開始日(効力発生日)現在の年齢です。

ライフサポートプラン 退職等による脱退にともなう個人保険商品のご案内

退職等の事由によりライフサポートプランを脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。

ただし、個人保険へのご加入手続き(申込書提出(*))を、ライフサポートプランの脱退日から1カ月以内に完了する必要があります。

(*)一時払の場合には、保険料のお払込みも必要です。

※終身保険・養老保険・一時払終身保険では、高度障がい保険金はお支払いの対象となりません。

※ライフサポートプランに加入されている配偶者さま・お子さまについても、当取扱いの対象となります。

※保険商品ごとに、保険金額・契約年齢の制限がありますので、ご加入になれない場合があります。詳細はお手続き時に裏表紙に記載の団体窓口(東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部)までご確認ください。

ライフサポートプラン

取扱内容

■加入資格

以下の加入資格の他、専用webサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は保障開始日(効力発生日)現在の年齢です。

- 《本人》JTB共済組合員の方で
新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢70歳6カ月以下の方。
- 《配偶者》本人の配偶者の方で
新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢70歳6カ月以下の方。
- 《子ども》本人の扶養する子ども(※)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
(※)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうちに子に関する規定を準用します。

【退職後の継続加入について】

この保険契約には、退職後の継続加入制度があります。詳細は12ページをご覧ください。

（ご注意）

- (1)ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- (2)本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- (3)配偶者・子どものみで加入することはできません。
- (4)配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- (5)保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- (6)本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。

■保険期間

保険期間は保障開始日(効力発生日)～2025年12月31日までです。以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

■この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分掛金を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)

■加入限度額

加入限度額があります。限度額を超えてのご加入はできませんのでご注意ください。

- 本人
55歳6カ月までの方(1969.7.2生以降) ……5,000万円
55歳6カ月超60歳6カ月以下の方(1964.7.2生～1969.7.1生) ……3,000万円
60歳6カ月超65歳6カ月以下の方(1959.7.2生～1964.7.1生) ……1,000万円
65歳6カ月超70歳6カ月以下の方(1954.7.2生～1959.7.1生) ……300万円 月掛金(概算) 男性:2,381円 女性:1,163円
- 配偶者
更新日時時点の本人・配偶者それぞれの年齢によって加入限度額が決まります。更新日時時点の本人の年齢が、上記加入限度額となる場合、配偶者の加入保険金額は、本人と同額もしくはそれ以下となります。
 - ・60歳6カ月までの方(1964.7.2生以降) ……3,000万円
 - ・《本人》の年齢が65歳6カ月以下かつ、配偶者の年齢が60歳6カ月超65歳6カ月以下(1959.7.2生～1964.7.1生)の場合 ……1,000万円
 - ・《本人》の年齢が60歳6カ月超65歳6カ月以下かつ、配偶者の年齢が60歳6カ月以下(1964.7.2生以降)の場合 ……1,000万円
 - ・《本人》の年齢が65歳6カ月超かつ、配偶者の年齢が65歳6カ月以下(1959.7.2生以降)の場合 ……300万円
 - ・《本人》の年齢に関わらず、配偶者の年齢が65歳6カ月超70歳6カ月以下(1954.7.2生～1959.7.1生)の場合 ……200万円 月掛金(概算) 男性:1,587円 女性:775円
- 子ども
・《本人》の年齢が65歳6カ月超の場合 ……300万円

【ご注意】「自動減額の取扱いについて」

更新日時時点で上記加入限度額に該当される方は、「申込書兼告知書」のご提出がない場合でも自動的に制限範囲内の最高保険金額に減額して継続されます。それ以下の保険金額へ変更を希望される方は、必ず「申込書兼告知書」をご提出ください。

掛金については、9ページ～11ページをご覧ください。

■掛金

掛金は毎月の給与から控除します。(第1回目は2025年1月給与から)

■受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

■税務上のお取扱い

〔掛金〕

- 制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。
- 主契約および子ども特約の実質掛金(掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。
 - ※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。
 - 生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)
 - ※一般生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
 - ※当ライフサポートプラン以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当ライフサポートプランのみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

〔保険金〕

- 死亡保険金
《本人》 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
- 《配偶者・子ども》 本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

- 高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。

〔年金〕

- 年金…(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額＝(年金年額＋年金開始後配当金)－必要経費※

$$\text{※必要経費} = \frac{\text{年金年額}}{(\text{除配当金})} \times \frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$$

税務の取扱い等について、2024年4月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

■配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

■保険金のお支払事由

〔死亡保険金〕

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

〔高度障がい保険金〕

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(※1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(※2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものと取扱います。

したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(※1)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(※2)対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい(視力障がい)

(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはしゃくの障がい

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障がい、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不能となり、その回復の見込のない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合

(2) 「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

■保険金をお支払いしない場合等(詳細)

【主契約】

●引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。

・保険契約者・被保険者の故意。

・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。

・戦争その他の変乱。(*2)

(*)1 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

(*)2 ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少なく引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

●高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(*1)時以後に生じた場合にかぎります。

(原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)

したがって、原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

●告知義務違反による解除の場合

ご加入(*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(*1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

●詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

●不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

●保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

●重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなる

ていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。

② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。

③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。

(ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

■保険金の年金払受取り

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金払として受取ることを選択いただくことができます。

※こどもを被保険者とする保険金は対象外です。

※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金払として受取ることを選択いただくことができません。

年金払の種類 種類 受取期間	年金払の型	年金払受取り	年金払受取開始日	一括受取請求	年金払受取人が死亡した場合
確定年金	5年	定額型 以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り (6か月ごと) ③年4回受取り (3か月ごと)	以下のいずれかを選択 (2月1日 5月1日 8月1日 11月1日)	年金払受取人の請求によって年金払受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金払受取人の相続人にお支払いします。
	10年				
	15年				
	20年				

【年金払受取開始日後の配当金のお受取方法について】

・年金払受取開始日後の配当金のお受取方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただけます。

○年金払とともに受取する方法

○年金払の買増にあてる方法

○利息をつけて積立てる方法

【年金基金設定日から年金払受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について】

・所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金払受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。

(*)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

※第1回年金払年額が30万円未満となる場合は、年金払でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)

※年金払受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金払年額40万円以上での設定が必要となります。

■制度運営および引受保険会社

●当制度はJTB共済組合が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。

●この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】

日本生命保険相互会社(幹事会社)	住友生命保険相互会社
第一生命保険株式会社	大同生命保険株式会社
明治安田生命保険相互会社	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
ソニー生命保険株式会社	大樹生命保険株式会社
アクサ生命保険株式会社	
太陽生命保険株式会社	

(2024年4月5日現在)

【障がい】の表記

当パンフレット(ライフサポートプラン部分)では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

ライフサポートプラン

【お申込み手続き】

専用webサイトにてご自身でお手続きください。加入内容を変更されない場合も全員、専用webサイトにて申込意思の確認入力を行ってください。専用webサイトからお手続きができない方は、別配の「申込書のご提出にあたって」を参照のうえお手続きください。

●新規に加入される方

専用webサイトからお手続きください。

本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」を東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部へご請求のうえ、ご提出ください。

●すでに加入されている方で死亡保険金受取人を変更される場合

「死亡保険金受取人指定書」を東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部へご請求のうえ、ご提出ください。(専用webサイトでの受取人変更のお取扱いはできません。)

この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を送付した日です。

●その他内容の変更(脱退を含みます。)がある方

専用webサイトからお手続きください。

【個人情報の取扱いに関するJTB共済組合と引受保険会社からのお知らせ】

●この保険契約は、JTB共済組合(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とし、「株式会社JTBおよびその子会社」(以下、「会社」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および会社は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。団体および会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。なお、本人連絡先(電話番号)は、団体の事務手続きのために引受保険会社に提出しますが、引受保険会社は使用しません。

●引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、「受取人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

ご相談窓口等

- 募集期間中のお問合せにつきましては、裏表紙に記載の団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、同じく裏表紙に記載の団体窓口までお問合せください。
(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、以下の保険会社窓口までご連絡ください。)

<団体お問合せ先>

裏表紙に記載の事務取扱:東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部

<保険会社お問合せ先>

ライフサポートプラン:日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925(通話料無料)

※お問合せの際には、記号証券番号(931-1654)をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)】